

(13) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(14) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護看護型医療施設が、入所者に対し指定介護看護型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日ににつき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ
○(二) サービス提供体制強化加算Ⅱ
○(三) サービス提供体制強化加算Ⅲ
○(四) サービス提供体制強化加算Ⅳ

(15) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護看護型医療施設が、入院患者に対し、指定介護看護型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1)により算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(六) 介護職員処遇改善加算Ⅵ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(七) 介護職員処遇改善加算Ⅶ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(八) 介護職員処遇改善加算Ⅷ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(九) 介護職員処遇改善加算Ⅸ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十) 介護職員処遇改善加算Ⅹ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十一) 介護職員処遇改善加算Ⅺ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十二) 介護職員処遇改善加算Ⅻ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十三) 介護職員処遇改善加算Ⅼ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十四) 介護職員処遇改善加算Ⅽ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十五) 介護職員処遇改善加算Ⅾ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十六) 介護職員処遇改善加算Ⅿ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十七) 介護職員処遇改善加算ⅰ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十八) 介護職員処遇改善加算ⅱ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(十九) 介護職員処遇改善加算ⅲ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十) 介護職員処遇改善加算ⅳ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十一) 介護職員処遇改善加算ⅴ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十二) 介護職員処遇改善加算ⅶ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十三) 介護職員処遇改善加算ⅷ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十四) 介護職員処遇改善加算ⅸ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十五) 介護職員処遇改善加算ⅹ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十六) 介護職員処遇改善加算ⅻ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十七) 介護職員処遇改善加算ⅽ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

(二十八) 介護職員処遇改善加算ⅾ (1)により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

口 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費④ (1月につき)	
(1) 要介護 1	5,658単位
(2) 要介護 2	10,100単位
(3) 要介護 3	16,759単位
(4) 要介護 4	21,212単位
(5) 要介護 5	25,654単位
(6) 訪問看護サービスを行う場合	62単位
(一) 要介護 1	111単位
(二) 要介護 2	184単位
(三) 要介護 3	233単位
(四) 要介護 4	281単位
(五) 要介護 5	341単位
(二) ② ①(2)の所定単位数を算定する場合	91単位
(1) 要介護 1	24,288単位
(2) 要介護 2	29,399単位

(3) 要介護3	216単位
(4) 要介護4	266単位
(5) 要介護5	322単位
5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この号並びに夜間対応型訪問介護費の注2、小規模多機能型居宅介護費注1及び注2並びに複合型サービス費注1及び注2において同じ。）若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算する。	
6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護加算として、1月につき所定単位数の10分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行つた場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
8 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する通常の事業の実施地域をいふ。）を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行つた場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
9 イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）は、緊急時訪問看護として、1月につき290単位を所定単位数に加算する。	
10 イ(2)について、訪問看護サービスに限り特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行つた場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 特別管理加算(1) (2) 特別管理加算(2)	500単位
11 イ(2)について、住宅で死んだ利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及	

ヘ 注 别に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	600単位
ヘ 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	1,000単位
ヘ 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	1,000単位
(1) サービス提供体制強化加算(1) (2) サービス提供体制強化加算(2) (3) サービス提供体制強化加算(3) (4) サービス提供体制強化加算(4)	640単位 500単位 350単位 350単位

ト 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(2) イからハまでにより算定した単位数の48に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(3) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ 夜間対応型訪問介護費

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所(以下同じ。)の夜間対応型訪問介護従業者(同項目に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。)が、指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。)又は随時訪問サービス(同項目に規定する随時訪問サービスをいう。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。)を行う場合は、2時間通報対応基準として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。

4 利用者が短期入居生活介護、短期入所療養介護若しくは複合型施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は小規

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

5 利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

ハ 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1回につき、(3)及び(4)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

- (1) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ
- (3) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (4) サービス提供体制強化加算(1)ロ

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(3) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ 認知症対応型通所介護費

別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の夜間対応型訪問介護従業者(同項目に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。)が、指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。)又は随時訪問サービス(同項目に規定する随時訪問サービスをいう。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。)を行った場合は、2時間通報対応基準として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。

4 利用者が短期入居生活介護、短期入所療養介護若しくは複合型施設入居者生活介護又は小規

模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は小規

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けて

5 利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。

ハ 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1回につき、(3)及び(4)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

- (1) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ
- (3) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (4) サービス提供体制強化加算(1)ロ

18単位	510単位
12単位	565単位
126単位	612単位
84単位	663単位
e 要介護5	714単位

(三) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	885単位	ハ 11時間以上12時間未満の場合	150単位
a 要介護1	980単位	ニ 12時間以上13時間未満の場合	200単位
b 要介護2	1,076単位	ホ 13時間以上14時間未満の場合	250単位
c 要介護3	1,172単位	4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。	
d 要介護4		5 指定認知症対応型通所介護を行つた場合	
e 要介護5		従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」といふ。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行つた場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。	
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	270単位	6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号）に規定する初老期における認知症によって要介護者となつた者をいう。以下同じ。）に対して、指定認知症対応型通所介護を行つた場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき309単位	
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	439単位	7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する共用型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいい。以下同じ。）を行つた場合には、当該認知症基準に掲げる区分に従ひ、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時司ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいふ。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行つて行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
(一) 要介護1	524単位	8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行つた場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従ひ、イ(1)-(4)若しくは(2)-(又は)(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。	
(二) 要介護2	542単位	9 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行つた後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であつて、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を所要時間を通じた時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となつた場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
(三) 要介護3	470単位	10 時間以上10時間未満の場合	
(四) 要介護4	486単位	10時間以上11時間未満の場合	
(五) 要介護5	502単位	100単位	
(3) 所要時間5時間以上9時間未満の場合	506単位		
(一) 要介護1	439単位		
(二) 要介護2	454単位		
(三) 要介護3	470単位		
(四) 要介護4	486単位		
(五) 要介護5	502単位		

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号）に規定する初老期における認知症によって要介護者となつた者をいう。以下同じ。）に対して、指定認知症対応型通所介護を行つた場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき309単位を所定単位数に加算する。	ハ 11時間以上12時間未満の場合	150単位
7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいい。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいい。以下同じ。）を行つた場合には、当該認知症基準に掲げる区分に従ひ、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時司ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいふ。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行つて行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	ニ 12時間以上13時間未満の場合	200単位
8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出で、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔機能の指導若しくは実施又は根食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行つた場合は、口腔機能向上加算として、3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3ヶ月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。	ホ 13時間以上14時間未満の場合	250単位

- イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。
- 九 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護費は、算定しない。
- 10 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から該当単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- 11 利用者に対して、その居宅と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。
- ハ サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) サービス提供体制強化加算(1)イ
 (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ
 (3) サービス提供体制強化加算(1)ハ
- 二 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員処遇改善加算(1)イ
 (2) 介護職員処遇改善加算(1)ロ
 (3) 介護職員処遇改善加算(1)ハ
 (4) 介護職員処遇改善加算(1)ハ

4 小規模多機能型居宅介護費
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
(一) 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5
(二) 同一建物に居住する者に対して行う場合
(1) 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5
(3) 短期利用居宅介護費（1日につき）
(1) 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5
(4) 要介護 5
(5) 要介護 5
注 1 イ(1)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者（当該登録者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
2 イ(2)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
3 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
4 イについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
5 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは複合型サービスを受けている場合は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	400単位
(+) 要介護 1	775単位
(-) 要介護 2	811単位
(三) 要介護 3	835単位
(四) 要介護 4	851単位
(五) 要介護 5	867単位
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行つた職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいふ。以下同じ。）において、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第83条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいふ。以下同じ。）を行つた場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めることにより算定する。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
(1) 夜間支援体制加算(1)	50単位
(2) 夜間支援体制加算(II)	25単位
3 口について、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難である緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用するが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。	
4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、若年性認知症利用者を入居加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は、算定しない。	
5 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき14単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ハ 初期加算	30単位
注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。	
二 医療連携体制加算	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、医療連携体制加算として、1日につき所定単位数を加算する。	
(2) 退居時相談援助加算	400単位
注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び老人介護支援センター（老人福祉センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。））に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスが必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。	
ト 認知症専門ケア加算	
ト注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、当該利用者が別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行つた場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 認知症専門ケア加算(1)	3単位
(2) 認知症専門ケア加算(II)	4単位
チ サービス提供体制強化加算	
チ注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、当該利用者が別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行つた場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) サービス提供体制強化加算(1)イ	18単位
(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ	12単位
(3) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(4) サービス提供体制強化加算(III)	6単位
チ 介護職員処遇改善加算	
チ注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成20年3月31日までに算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員処遇改善加算(1)イ	1位数
(2) 介護職員処遇改善加算(1)ロ	1からトまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
イ (3) 介護職員処遇改善加算(1)ロ	1により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
イ (4) 介護職員処遇改善加算(1)ロ	2により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	
イ注 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
イ (1) 要介護 1	533単位
イ (2) 要介護 2	597単位
イ (3) 要介護 3	668単位
イ (4) 要介護 4	730単位
イ (5) 要介護 5	798単位

八 經過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

經過的地帶留着空地讓老人福祉施設入所者生活」(議員1
要企畫)

- | | |
|---|---------|
| (2) (1) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 1,022単位 |
| (1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 766単位 |
| a 要介護1 | 766単位 |
| b 要介護2 | 829単位 |
| c 要介護3 | 888単位 |
| d 要介護4 | 950単位 |
| e 要介護5 | 955単位 |
| (2) (2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 747単位 |
| a 要介護1 | 747単位 |
| b 要介護2 | 810単位 |
| c 要介護3 | 877単位 |
| d 要介護4 | 940単位 |
| e 要介護5 | 1,002単位 |
| (1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 747単位 |
| a 要介護1 | 700単位 |
| b 要介護2 又は要介護3 | 847単位 |
| c 要介護4 又は要介護5 | 923単位 |
| (2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 747単位 |
| a 要介護1 | 700単位 |
| b 要介護2 又は要介護3 | 847単位 |
| c 要介護4 又は要介護5 | 923単位 |
| (1) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 747単位 |
| a 要介護1 | 766単位 |
| b 要介護2 | 829単位 |
| c 要介護3 | 887単位 |
| d 要介護4 | 950単位 |
| e 要介護5 | 1,022単位 |
| (2) ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 766単位 |
| a 要介護1 | 766単位 |
| b 要介護2 又は要介護3 | 829単位 |
| c 要介護4 又は要介護5 | 888単位 |
| (1) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) | 950単位 |
| a 要介護1 | 766単位 |
| b 要介護2 又は要介護3 | 829単位 |
| c 要介護4 又は要介護5 | 888単位 |

注1 イ、ロ、ハ(1)及びニ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ

別に厚生労働大臣が定める後勤を行う職員の勤務条件に関する基準を制定するものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条1項）に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者の生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成19年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものと除く）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、該後勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めところにより算定する。

ハ(2)及びニ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚

労働大臣が定める改勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に付け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護（旧指監入所者に対して行なわれるものに限る。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入所者の介護の必要性に関する程度に基準を満たさない場合は算定する。ただし、当該改勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、護理職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 口及び二について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束既止未実施算として、
日につき5単位を所定単位数から減算する。
5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定
施設型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次
掲げる単位数を所定単位数に加算する。
(1) 日常生活継続支援加算(1)

12单 4单
（1）看護体制加算1口
（2）看護体制加算1口

(3) 看護体制加算(10)
 (4) 看護体制加算(10)
 7 に原生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして
 町村長に届け出た指定型地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に
 1 日につき~~5時間以上~~^{5時間以上}の勤務をする場合とする。
 8 単

	1口に2つに分けて複数の半正規と半規格へ計算する。
(1)	夜勤職員配置加算1ヶ
(2)	夜勤職員配置加算1口
(3)	夜勤職員配置加算1ヶ
(4)	夜勤職員配置加算1口

8 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町長に届け出た指定地域整着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、日につき5単位を所定単位数に加算する。

9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1につき12単位を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初期における認知症によって要介護者となつた入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。

11 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1につき25単位を所定単位数に加算する。

12 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1につき5単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1につき26単位を所定単位数に加算する。

14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1につき24単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

15 平成17年9月30においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費IIを算定する。

16 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費II又は旧措置入所者生活介護費IIを算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 善い精神状態等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

亦初期加算

初期加算 30単位
入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1)
退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2)
退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3)
退所時相談援助加算 | 400単位 |
| (4)
退所前連携加算 | 500単位 |

門員、生活相談員、看護師員、機械訓練指導員又は医師のいすれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。
入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、
同様に算定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族に異議する。

の家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び

老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の加里に必要な権利を提供^{1) たゞきも 同様に管掌する}

4 4
当該入所者の退所時に、居宅サービスの利用を継続することを、原則とする。
(4) については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立つて当該入所者

が利用を希望する指定居宅介護支援事業者が「介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者」をいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報

を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

栄養マネジメント加算 14単位
別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 経口移行加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づく管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

(2) 経口維持加算(II)

400単位
100単位

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食能障害を有し、認能が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による総合的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行つた場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定地域密着型介護老人福祉施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による総合的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定地域密着型サービス基準第31条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による総合的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する技術的明言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ル 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を行つない場合は、算定しない。

チ 勤務食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出で当該基準による食事の提供を行つ指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める勤務食を提供したときは、1につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。

リ 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行つた場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1につき60単位を、死亡日については1日に1つまで1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死に日までの間は、算定しない。

タ 在宅復帰支援機能加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行つてること。
ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行つてること。

ミ 在宅・入所相互利用加算

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合においては、1につき所定単位数を加算する。

タ 小規模拠点集合型施設加算

注 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行つてある施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1につき所定単位数を加算する。

レ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

シ 認知症専門ケア加算(I)

(1) 認知症専門ケア加算(I)

(2) 認知症専門ケア加算(II)

リ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行つた場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1につき所定単位数を加算する。

ツ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活維持支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ
(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ
(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

- (4) サービス提供体制強化加算Ⅳ

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着

3 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス)基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護を行つた場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからシまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからシまでにより算定した単位数の100分の33に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからシまでにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからシまでにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合
(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合
(一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

12,341単位
17,268単位
24,274単位
27,531単位
31,141単位

11,119単位
15,558単位

21,871単位
24,805単位
28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要介護1
(2) 要介護2
(3) 要介護3
(4) 要介護4
(5) 要介護5

565単位
632単位
700単位
767単位
832単位

ハ 初期加算

- 注 1 イ(1)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。)について、当該登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者に該

3 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

- (1) 認知症加算Ⅰ
(2) 認知症加算Ⅱ

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行つた場合は、1月につきそれ所定単位数を加算する。

800単位
500単位
登録者

小 退院時共同指導加算

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス(利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス(以下「看護サービス」という。)をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該医院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。)については2回)に限り、所定単位数を計算する。

ヘ 事業開始時支援加算

注 イについては、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、算定期までの間、登録者の数が登録定員(指定地域密着型サービス基準第174条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31までの間、1月につき所定単位数を加算する。

ト 緊急時訪問看護加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつてない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 特別管理加算

注 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護に關し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に關する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特別管理加算(I)
- (2) 特別管理加算(II)

リ ターミナルケア加算

注 イについては、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他の別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。)は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。

又 訪問看護体制強化加算
注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
総合マネジメント体制強化加算
注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

600単位

ヲ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に電ける区分に従い、イについては1月につき、口ごろについては1日ににつき、口ごろについては1日ににつき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)
(二) サービス提供体制強化加算(II)
(三) サービス提供体制強化加算(III)
(四) サービス提供体制強化加算(IV)

(2) 口を算定している場合

(一) サービス提供体制強化加算(I)
(二) サービス提供体制強化加算(II)
(三) サービス提供体制強化加算(III)
(四) サービス提供体制強化加算(IV)

540単位
500単位
350単位

640単位
500単位
350単位

21単位
16単位
12単位

12単位

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I)
(2) 介護職員処遇改善加算(II)

注 イからヲまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III)
(4) 介護職員処遇改善加算(IV)

○厚生労働省令第47号
介護保険法(平成21年法律第111号)施行令第11項の規定により、厚生労働省令第47号の一部を次のとおり改正する件(平成21年厚生労働省令第117号)

平成21年1月1日より施行する。この件は、平成21年3月1日以後のものとする。
厚生労働大臣 塚澤 春久

別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問介護費(1月につき) イ 介護予防訪問介護費(I) ロ 介護予防訪問介護費(II)	1,168単位 2,335単位 3,704単位
---	-------------------------------

注 1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、指定介護予防訪問介護(以下「指定介護予防サービス」)基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。